

# しょうがいしゃさべつかいしょうほうかいせい 障害者差別解消法が改正されました!

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は、障害のある方への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。  
また、令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

## ほうしゅし 法の趣旨

国や地方公共団体などの「行政機関」と「民間事業者」が事務・事業を行うにあたっての、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

## ふとうさべつてきとりあつかきんし 不当な差別的取扱いの禁止とは

不当な差別的取扱いとは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。



（例）障害を理由に、対応を後回しにする。説明会やシンポジウムに出席させない。お店に入るのに保護者や介助者などの付き添いを求める。

## こうりてきはいりよていきょう 合理的配慮の提供とは

障害のある方から、配慮してほしいという意思表示があった場合に、過重な負担とならない範囲で、その配慮を行わなければなりません。

\*合理的配慮の方法は一つではなく、お互いの話し合いにより、柔軟に対応することが重要です。

（例）段差がある場合に、車椅子を利用している方の補助を行う。申請窓口において、筆談や読み上げなどで、わかりやすい説明を行う。車の乗降場所を施設の入口に近い場所に変更する。



	ふとうさべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	こうりてきはいりよていきょう 合理的配慮の提供
ぎょうせいきかん 行政機関	きんし 禁止	ぎむ 義務
みんかんじぎょうしゃ 民間事業者	きんし 禁止	れいわねんがつにち 令和6年4月1日から どりよくぎむ 努力義務⇒義務

